

印 刷 製 本 請 負 契 約 書

1 件 名

2 規 格

3 数 量

4 契 約 金 額

	十億			百万			千			円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	十億			百万			千			円

5 契 約 保 証 金

	十億			百万			千			円

6 支 払 時 期 及 び 方 法 納品検収後一括払い

7 納 入 期 限 令 和 年 月 日

8 納 入 場 所 甲指定場所

令 和 年 月 日

(甲) 東大阪市西岩田三丁目 4 番 5 号

地方独立行政法人 市立東大阪医療センター

代表者 理事長 谷 口 和 博

(乙) 所 在 地

会社名

代表者

上記事項及び裏面の条項により契約を締結するものとし、この契約書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

第1条 乙は、契約書記載の印刷製本における契約の目的物（以下「成果物」という。）を契約書記載の納入期限内（以下「契約期限」という。）に甲の指定する場所に納入しなければならない。

第2条 乙は、成果物の納入前、甲に届け出て、甲の定める日時に検査を受けなければならぬ。

2 前項の検査に合格しなかった成果物は、乙の負担をもって速やかに引き取らなければならない。

第3条 成果物の品質、構造、形状、寸法はすべて別紙図面明細書、仕様書及び指図通りであつて甲の検査に合格するものに限る。

2 前項の検査に対しては乙は異議の申立てはできない。

第4条 乙が契約にもとづいて成果物を搬入した場合でも検査合格前に起つた成果物の亡失毀損等はすべて乙の負担とする。

第5条 天災地変その他正当の事由により履行遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を届け出て納入延期の承認を求めなければならない。

第6条 甲は、乙が自己の責に帰すべき事由により、契約期限に、債務の履行を怠つたときは、契約金額又は遅延部分に対する代価について、当該契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した延滞違約金を徴収することができる。

第7条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第2号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1に相当する額以上とし、1,000円未満の金額は、1,000円に切り上げるものとする。

3 第1項の規定により、乙が同項第3号に掲げる保証をしたときは、契約保証金の納付を免除する。

第8条 乙が次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができる。

(1) 正当な事由がなく契約を履行しないとき又は契約期限内に履行の見込みがないとき。

(2) 契約の締結又は履行について、不正な行為があつたとき。

(3) 契約の履行について職員の指示に従わないと、又はその職務の執行を妨げたとき。

(4) 契約事項に違反したとき。

(5) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店もしくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(7) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(8) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

(9) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲が前項により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙にその賠償を請求することができる。

第9条 成果物の引渡後、その成果物に瑕疵があった場合は、甲の請求に基づき、乙は取替、補修、その他必要な措置をなす義務を負うものとする。

第10条 本契約から生ずる権利について、乙は、甲の承認がなければ、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第11条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく成果物（未完成の成果物及びこの契約の履行を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

第12条 乙は、この契約の履行の全部又は主要の部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第13条 本契約に関する費用は乙の負担とする。

第14条 この契約に定めない事項及び疑義の生じた事項については、関係法令及び地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程に従うものとし、その他は甲乙協議のうえ定め、協議がととのわないとときは、甲の認定するところによる。